平成２５年（フ）第２５５号
大分市小佐井１丁目８番12号　ドエル里Ｂ101
債務者　釘宮真由美
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６号
広島県福山市御幸町大字森脇718番地１　メゾンアラモード204
債務者　高橋　良史
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０７号
広島県福山市御幸町大字森脇718番地１　メゾンアラモード204
債務者　細川　安代
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１１２号
広島県福山市三吉町５丁目１番13―104号　レジデンス三吉
債務者　村上　聖子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県霧島市溝辺町麓584番地１　ノバⅡ203
債務者　泊　　文紀
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目26番５号　坂元アパート３号
債務者　榎　ミチ子（旧姓下萩原・永井野）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
松江市上乃木５丁目14番19号
債務者　小中　智江
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２６号
愛知県小牧市大字文津1052番地53　文津ハウス206号
債務者　角田　康高
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５１号
名古屋市瑞穂区御劔町３丁目15番地の１
債務者　安江　直紀
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５２号
名古屋市瑞穂区御劔町３丁目15番地の１
債務者　安江　眞澄（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７１号
愛知県東海市富貴ノ台４丁目88番地　コーポ藤池101号
債務者　比嘉いづみ（旧姓慶田城）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１３号
大阪市旭区大宮４丁目７番25号
債務者　安藤みどり（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９２３号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番９―304号
債務者　中野　志保
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９８号
大阪市浪速区敷津東３丁目３番16―206号
債務者　是枝　尚美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３００号
大阪市平野区平野東２丁目２番28―713号
債務者　髙重　俊和
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１０号
大阪市西淀川区御幣島６丁目７番６―209号
債務者　佐光　陽介
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８７号
大阪府高槻市芝生町２丁目３番12号
債務者　西野　志麻
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部